国立大学法人東京農工大学入試手当支給細則の一部改正

現行	改正案	改正理由
本則 (支給範囲) 第2条 入試手当は、別表左欄に掲げる担当業務(以下「業務」という。)に従事した職員に支給する。ただし、職員給与規程第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員については、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第4条第1項第1号に規定する職員に限り支給する。	本則 (支給範囲) 第2条 入試手当は、別表左欄に掲げる担当業務(以下「業務」という。)に従事した職員に支給する。	
(手当額) 第3条 (略) 2 (略)	(手当額) 第3条 (略) 2 (略)	
3 別表に定める業務のうち、警備責任者、警備副責任者、主任監督者(予備監督者を含む。)、監督者(休養室監督者を含む。)、警備担当者、医師、看護師及び事務担当者(以下「警備責任者等」という。)の評価点は、当該業務が休日に行われた場合の1日当たりの評価点とする。		
4 (略)	4 (略)	

附 則(令和元年12月23日細則第11号)

この細則は、令和元年12月23日から施行し、令和元年度に実施する入学試験に係る入試手当の支給から適用する。